専門・認定薬剤師制度に関する FAQ(Frequently answered question) 次のとおり、本学会の専門・認定薬剤師制度に係るFAQを示します。 今後も、FAQの内容を更新し、ご不明な点の解決に努めてまいります。

Q1:日本腎臓病薬物療法学会に入会する方法を教えてください。

A1:学会HPより手続きをお取りください

Q2:日本腎臓病薬物療法学会に入会することで得られるメリットはどのようなものが あるのでしょうか?

A 2: 腎臓病薬物療法について研鑚している薬剤師との交流、学会誌による情報提供、 また、学会員専用の情報コーナーなどからの医薬品適正使用情報が入手できます。

例) 現場の薬剤師の質問に対して平田がお答えします

腎機能別薬剤投与量一覧(会員限定)

Q3:認定試験を受験する資格として「薬剤師歴5年以上」とは何を意味しますか? A3:病院・診療所、保険薬局において、薬剤師として継続して従事(勤務)したこと を意味します。但し、大学院在籍中の薬剤師については、研修先の施設長の診療従事許 可等により診療従事の証明ができる場合には、別途、考慮します。

Q4:「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」の認定証には有効期間が明記されていないため、過去数年前の認定証を以て申請に使用してもよいか。

A 4:日病薬の認定の有効性については、認定日より5年間が認定の有効性を有していることを確認しています。

Q5:「認定薬剤師新規申請時において引き続いて3年以上本学会会員であること」について、どの程度の継続性が必要ですか?

A 5: 認定薬剤師の新規申請時には、過去3年間にわたり継続して本学会会員であり、 なおかつ、認定申請時に本学会の会員であることが必要です。なお、認定期間中に本学 会を退会した場合には資格を失います。

過渡的期間においては、日本腎と薬剤研究会の登録会員であれば、その期間を学会員と 認めます。

Q6:日本腎臓病薬物療法学会が設立されたのが2012年1月で受験資格は「3年以上本学会会員」となっていますが、これでは2013年に実施予定の専門・認定薬剤師試験の受験資格を持っている人はいないのではないでしょうか?

A 6:2013年12月まで過渡的措置(日本腎と薬剤研究会登録会員期間と2012 年からの会費納入期間を合算)を設けているため問題ありません。 Q7:「専門薬剤師新規申請時に5年間継続して本学会の会員であること」について、 どの程度の継続性が必要なのか。

A 7:申請時に本学会の会員であることが必要です。専門薬剤師の新規申請時および専門・認定薬剤師の更新時については、過去5年間(日本腎と薬剤研究会に継続して登録会員であり、2012年からの継続した会費納入会員であること)にわたり継続して会員でなければなりません。

Q8:腎臓病薬物療法認定薬剤師として、腎臓病および透析患者の薬物療法などの関連 する診療に3年以上携わっていることが条件ですが、専門薬剤師は当分の間、認定され ないのでしょうか?

A8:過渡的措置期間では、腎臓病薬物療法認定薬剤師として3年以上携わっている条件を免除し、業績や実績と認定試験の成績(Q21)により、認定される場合もあります。

Q9:日本腎臓病薬物療法学会の認定薬剤師になるには日本透析医学会か日本腎臓学会の個人会員のいずれかでないと聞きました。私の勤務する病院は日本透析医学会の施設会員で私も日本透析医学会で発表したことがありますが、別途、個人会員になる必要があるのでしょうか?

A 9:認定薬剤師を目指す場合には、日本透析医学会か日本腎臓学会のいづれかの個人会員でなければいけません。入会する学会に規制はありませんが、日常業務に関連する学会に入会されることをお勧めします。

Q10:専門・認定薬剤師になるために日本透析医学会の個人会員になろうと思いましたが、日本透析医学会の評議員の承認が必要と聞きましたが、私の勤務する病院に日本透析医学会の評議員はいません。何とかならないものでしょうか?

A 1 0:現在(2012年2月)、日本透析医学会では評議員の選挙を行っているため評議員が確定していません。確定次第、評議員への承諾について報告します。基本的には、本学会より試験委員会に委嘱を予定している評議員の方を紹介する予定です。

Q11:日本腎臓病薬物療法学会で認定される「単位履修修了証」とは何ですか?

A 1 1:本学会が認めた研修単位より、ある一定の単位を履修したものに「腎臓病薬物療法単位履修修了証」を交付しています。

新規申請時の取得単位数は2年間で30単位以上、継続で申請される場合は5年間で50単位(ただし、毎年5単位以上取得すること)となっています。

主な手続きは、HPにある「腎臓病薬物療法単位履修修了証を申請される方へ」を参考に してください。 Q12:単位履修修了証、認定薬剤師、専門薬剤師、それぞれ取得するための資格条件 の違いについて教えてください。

A12:下記の表を参考にしてください。

耒	本学会員を対象。	レす	ろ 認定制度に関す	よる資格冬件
11	一个十五只 こ 刈 豕 (_ ,	る心に引及しは、	1 包具旧本圧

	単位履修修了証	認定薬剤師	専門薬剤師
日本腎臓病 薬物療法学会会員	0	3 年以上在籍	5 年以上在籍
日本腎臓学会会員	_	いずれかの会員	0
日本透析医学会会員	_		0
認定試験条件	なし ただし、新規申請時に は2年間で30単位以 上取得していること	学会発表 3回以上 1回以上発表者	学会発表 5回以上 2回以上発表者 論文 3編以上 1編は筆頭者
認定試験(筆記)	なし	あり	あり 自験例 30 症例
更新(5年ごと)	50 単位	60 単位	60 単位

Q13:日本腎臓病薬物療法学会では、単位履修修了証、認定薬剤師、専門薬剤師、それぞれを認定すると聞きました。それぞれどのような違いがあるのでしょうか?

A 1 3: ピラミッド型の本制度は、第Ⅰ段階として、自己研鑽を促すシステムとしての「腎臓病薬物療法単位履修修了制度」、第Ⅱ段階として、単位履修により必要単位を履修した者で、認定試験に合格した者を「実力のある実践的薬剤師(認定薬剤師)」として認定します。さらに第Ⅲ段階として、学術論文や30症例を提出できる「教育指導・研究のできる薬剤師(専門薬剤師)」として認定します。腎臓病診療のチーム医療における役割を十分果たせる薬剤師を育成します。

Q14:単位履修修了証を取得するために、講演会や学会に参加しています。参加を証明するための参加証を送ると、他学会の認定薬剤師になるときにそれが使えなくなりますが、よい方法はないでしょうか?

A14:申請および更新時の単位証明は、コピーでも構いません

Q 15: 学会発表したことを証明していただくためには各学会で証明書を発行していた だく必要があるのでしょうか?

A 15:参加された学会要旨(抄録)集の該当箇所をコピーし、申請者に印をつけて提出して下さい。

Q 1 6:他の学会の場合、認定薬剤師、専門薬剤師になるために必ず参加しなければならない研修会やセミナーなどがありますが、このようなものはあるのでしょうか?もしあるのでしたらその予定をお聞かせください。

A16:現時点ではありませんが、今後の課題として検討中です。

Q 1 7:日本腎臓病薬物療法学会の単位履修修了証、認定薬剤師、専門薬剤師は日本腎臓病薬物療法学会独自が認定するものなのですか?

A 1 7:認定自体は本学会が行いますが、専門(認定)薬剤師に関しては、試験問題の作成や提出症例の査読に関しては、日本腎臓学会および日本透析医学会より推薦いただいた専門医にお願いしており、「日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会の共同で実施した認定試験に合格した専門(認定)薬剤師であることを認めます。」という証書をお渡しする予定です

Q18:認定薬剤師、専門薬剤師の試験はいつ、どこで行われるのでしょうか?また受験に必要な資料はどのようなものが必要でしょうか、そしてそれらの資料をいつまでに、 どこに提出すればよいのでしょうか?

A 18:第1回認定試験は、2013年夏ごろを予定しています。場所は未定です。 詳細については、2013年春頃の募集要項を参考にしてください。

Q19:認定薬剤師、専門薬剤師の試験が行われる前後、つまり試験が行われる前から 認定証の発行までのタイムテーブルはどのようになっているのでしょうか?

A19:下記の表を参考にしてください。

月	予定		
1月	試験日、試験会場の告知		
4 月	専門薬剤師・認定薬剤師の申請		
6 8	腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の資格認定審議		
6 月	書類選考結果を申請者に通知		
8月	専門薬剤師・認定薬剤師試験実施		
9月	腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師試験合格者認定		
10月	認定証の交付		

Q20:日本腎臓病薬物療法学会では単位履修修了証を取得済みです。これで認定薬剤 師の受験資格はあると考えてよいのですね?

A 2 O:単位履修修了制度による単位と専門・認定薬剤師新規申請(受験時)時および 更新時に必要な単位に関しては、学会 H P にある「認定薬剤師制度研修単位」を参考に してください。

ただし、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会および日本薬学会などによる都道府県ブロック主催の学術大会や都道府県毎の薬剤師会および病院薬剤師会が行っている研修会などは、専門・認定薬剤師要件の単位として認めていません。

Q21:認定薬剤師の試験内容と専門薬剤師用の試験内容は、同じでしょうか?もし同じでしたら合格基準に差があるのでしょうか?

A 2 1:試験は同じ内容を予定していますが、受験資格条件が異なるため、合格基準に 差をつける予定です。

Q22:認定薬剤師、専門薬剤師になるためには試験を受けないといけないと聞きましたが、具体的な参考書はあるのでしょうか?

A 2 2:日本腎臓病薬物療法学会では受験者用の腎臓病専門((認定)薬剤師テキスト原案テキスト)をじほう社から発行予定です。腎臓病に関しての参考書としては日本腎臓学会編集委員会編集の「初学者から専門医までの腎臓学入門」(東京医学社:3,000円)を日本腎臓病薬物療法学会公認参考書として使うことをお勧めしています。

Q23:認定薬剤師、専門薬剤師用の問題集を作る予定はありますか?

A 2 3:今のところありません。参考書としては服薬指導 $Q&A \sim CKD$ から透析患者まで \sim (医薬ジャーナル)、CKD の治療と薬 Q&A (じほう) などがあります。しかしこれらの本から問題が出題されるわけではありません。

Q24:私は単位履修修了証を取得できる研修単位を取得しています。単位履修修了証を持っていないと専門・認定薬剤師の試験を受けることができないのでしょうか? A24:単位履修制度はあくまでも自己研鑽を単位により学会が認める制度です。専門・認定薬剤師を受験する際に単位履修修了証は必要ありませんが、履修単位取得の証明は必要となってきます。

Q25:私の勤務する病院には腎臓内科も、透析ベッドもありませんが、日本腎臓病薬物療法学会では単位履修修了証の取得や専門・認定薬剤師になることはできるのでしょうか?

A 2 5:慢性腎臓病 (CKD) や高齢者など腎機能が低下している患者は様々な診療科で 遭遇すると思います。特に単位履修修了証および認定薬剤師に関しては、この分野での 自己研鑽や学会発表などが条件であるため取得可能です。しかし、専門薬剤師に関して は、症例報告が必要であるため透析患者や腎移植などが経験できる施設であるとは必要 かもしれません。

Q26:透析施設の近隣の保険薬局に勤務しています。単位履修制度修了者になることはできると思いますが、専門・認定薬剤師になることはできますか?

A 2 6: Q 2 5 を参考にしてください。

Q27:薬剤師歴4年ですが、大学時のときから腎臓に関わる基礎研究をやっている研究室に属していたため、頑張って腎関係の論文や学会発表をやってきました。研修単位はもうすでに満たしています。専門薬剤師は取得できますか?

A 2 7:できません。資格条件に関してはQ 1 2 を参考にしていただくとわかるように、 専門薬剤師では、自験例として 3 0症例を提出して頂かなければいけません。

Q28:専門薬剤師っていろんな種類があるけど、大学の研究室に左右されてしまうのでしょうか?私の大学の研究室はがん領域に力を入れている研究室なので、がん専門薬剤師にしかなれないのでしょうか?

A 2 8: 大学時代の研究で腎関係の論文発表をしておけば、とりやすくはなるでしょうが、専門では無かったからといって、専門薬剤師がとれないということはありません。

Q29:日本腎臓病薬物療法学会の研修修了者、認定薬剤師、専門薬剤師になるために要する費用はどれくらいかかるのでしょうか?

A 2 9:試験料は、認定薬剤師が 15,000 円、専門薬剤師が 20,000 円ですが、実施に試験を受ける場合には、試験会場までの交通費と場合によっては宿泊費が必要となります。本学会では、認定登録料は必要ありません。

Q30:単位履修制度修了者、専門・認定薬剤師は一度、取れば更新する必要はないのでしょうか?

A30:5年後の更新が必要です。更新条件に関しては学会HPの認定薬剤師制度規程 第5章をご覧ください

Q31:専門薬剤師・認定薬剤師の違いがよくわかりません。わかりやすく解説していただけませんか?

A 3 1: 受験資格条件が異なります。資格条件に関してはQ 1 2 を参考にしてください。 資格取得後にそれぞれに期待することに関してはQ 3 2 を参考にしてください。

Q32:認定薬剤師、専門薬剤師になると具体的にどのような任務があるのでしょうか? A32:認定薬剤師には、この領域を目指す薬剤師の目標となる薬剤師として、単位修 得履修制度の環境整備や薬剤師育成に熱意のある薬剤師として期待しています。また専 門薬剤師は、『単位修得履修制度』を支え腎臓病および透析医療における薬剤師への業務 拡大の啓蒙と教育者(educator)としての役割を期待しています。 Q33:日本腎臓学会では「腎臓病療養指導師」の認定をする予定と聞いております。 日本腎臓病薬物療法学会の研修修了者、認定薬剤師、専門薬剤師などとどのような違い があるのでしょうか?

A 3 3:「腎臓病療養指導師」に関しては、その位置づけ、受験資格、試験方法が異なる ため同じものではないと考えています。制度が明確になった時点で、日本腎臓学会と相 談したいと考えています。

Q34:認定薬剤師、専門薬剤師は広告することができますか?

A34:できません。

平成14年4月1日付けの医療機関の広告規制の緩和に伴い、医師又は歯科医師の専門性に関し、告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなりました。また、平成19年4月1日より薬剤師、看護師その他の専門性についても、同様に告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなりました。しかし、本学会は現時点ではその条件を満たさないため広告することができません。